

令和3年第4回東広島市議会定例会

議

案

令和3年11月

目 次

同意案第 1 2 8 号	農業委員会委員の任命の同意について……………	1
議案第 1 2 9 号	過疎地域持続的発展計画の策定について……………	3
議案第 1 3 0 号	財産の取得について……………	5
議案第 1 3 1 号	調停及び損害賠償の額を定めることについて……………	7
議案第 1 3 2 号から議案第 1 4 3 号まで		
	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 0
議案第 1 4 4 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 3
議案第 1 4 5 号から議案第 1 5 2 号まで		
	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 5
議案第 1 5 3 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 8
議案第 1 5 4 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	2 0
議案第 1 5 5 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	2 2
議案第 1 5 6 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	2 4
議案第 1 5 7 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	2 6
議案第 1 5 8 号	委託契約の変更について……………	2 8

議案第 1 5 9 号	市長及び副市長の給料の臨時特例に関する条例 の制定について……………	3 0
議案第 1 6 0 号	東広島市過疎地域持続的発展計画に係る固定資 産税の課税免除に関する条例の制定について……………	3 2
議案第 1 6 1 号	東広島市受動喫煙の防止に関する条例の制定に ついて……………	3 7
議案第 1 6 2 号	東広島市手数料条例の一部改正について……………	4 2
議案第 1 6 3 号	東広島市地域センター条例の一部改正について……………	4 6
議案第 1 6 4 号	東広島市ポイ捨て等防止に関する条例の一部改 正について……………	4 9
議案第 1 6 5 号	東広島市老人集会所設置及び管理条例の一部改 正について……………	5 2
議案第 1 6 6 号	東広島市国民健康保険条例の一部改正について……………	5 4
議案第 1 6 7 号	東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保 育事業の運営に関する基準を定める条例の一部 改正について……………	5 6
議案第 1 6 8 号	東広島市農畜産物の加工所、直売所及び集出荷 施設設置及び管理条例の一部改正について……………	6 1
議案第 1 6 9 号	東広島市地区計画の区域内における建築物の制 限に関する条例の一部改正について……………	6 4

議案第 1 7 0 号	都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に 関する条例の一部改正について……………	6 7
議案第 1 7 1 号	東広島市特別会計条例の一部改正について……………	7 1
議案第 1 7 2 号	東広島市立学校設置条例及び東広島市使用料条 例の一部改正について……………	7 3
議案第 1 7 3 号	東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関 する条例の一部改正について……………	7 6

同意案第128号

農業委員会委員の任命の同意について

東広島市農業委員会委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年11月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 土 井 浩 文

(提案理由)

東広島市農業委員会委員瀬戸則昭氏が令和3年7月31日をもって辞任したため、その後任の委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

農業委員会等に関する法律

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

議案第129号

過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定が準用される特定市町村の区域とみなされる区域として公示された旧福富町、旧豊栄町及び旧河内町の区域において、総合的かつ計画的な対策を実施するため、過疎地域持続的発展計画を策定することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（一略一）を定めることができる。

議案第130号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

(1) 種別 動産

(2) 種類 道の駅直売所用備品

(3) 品名及び数量 冷蔵ショーケース多段型4台、冷凍ショーケースデュアル型1台、冷凍催事ケース3台、冷蔵内蔵ケース多段型4台、業務用冷蔵庫1台、業務用冷凍庫1台

2 取得価格

2,286万8,996円

3 相手方

東広島市西条大坪町8番32号

株式会社きんし東広島本店

代表取締役 地岡 三利

(提案理由)

東広島市道の駅西条のん太の酒蔵に設置する冷蔵ショーケース多段型等を買入れるに当たり、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略一）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第131号

調停及び損害賠償の額を定めることについて

損害賠償請求調停事件に係る調停に応じ、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 事件名

2 管轄裁判所

東広島簡易裁判所

3 当事者

(1) 申立人

(2) 相手方

東広島市

4 調停条項

(1) 申立人及び相手方は、本件事故による申立人の損害が181万2,814円（内訳：物的損害10万6,381円、休業損害・主婦休損22万2,300円、傷害慰謝料148万4,133円）であることを相互に確認する。

(2) 申立人及び相手方は、本件事故の過失割合が、申立人について70パーセント、相手方について30パーセントであることを相互に確認する。

(3) 相手方は、申立人に対し、本件損害賠償債務として54万3,844円の支払義務があることを認める。

(4) 相手方は、申立人に対し、前号の金員を、次回の調停期日において定められる日までに、申立人が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は相手方の負担とする。

(5) 申立人は、その余の請求を放棄する。

(6) 申立人と相手方は、申立人と相手方との間には、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(7) 調停費用は各自の負担とする。

5 損害賠償の額

54万3,844円

(提案理由)

平成30年5月9日、市道西条駅大学線において、この道路の管理上の^{かし}瑕疵により、道路の一部が隆起していたため、走行中の自転車が体勢を崩して転倒し、当該自転車の車体各部を損傷し、及び当該自転車の運転者が左腕を骨折した事故があり、当該事故に関して当該運転者から東広島簡易裁判所に市を相手方とする調停の申立てがされた。

この申立てについて、当該裁判所から調停案が提示されたので、これに応じ、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（一略一）、和解（一略一）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
- (13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

議案第132号から議案第143号まで

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市地域センター条例（平成22年東広島市条例第41号）に基づき設置された地域センターの管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

議案番号	指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるものの名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地	指定期間
132	東広島市吉川地域センター	吉川まちづくり自治協議会 会長 村主 武彦 東広島市八本松町吉川435番地1	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
133	東広島市志和堀地域センター	志和堀小学校区住民自治協議会 会長 平賀 興三郎 東広島市志和町志和堀857番地	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
134	東広島市造賀地域センター	造賀地区自治協議会 会長 上田 昇 東広島市高屋町造賀3638番地1	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
135	東広島市上戸野地域センター	上戸野地区住民自治協議会 会長 山田 勝也 東広島市福富町上戸野2555番地1	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
136	東広島市清武西地域センター	清武西住民自治協議会 会長 木下 徳司 東広島市豊栄町清武3756番地1	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
137	東広島市清武地域センター	清武住民自治協議会 会長 鈴木 榮三 東広島市豊栄町鍛冶屋603番地	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
138	東広島市安	あすか住民自治協議会	令和4年4月1日

	宿地域センター	会長 信樂 和宏 東広島市豊栄町安宿3876番地1	から令和9年3月31日まで
139	東広島市乃美地域センター	乃美別府住民自治協議会 会長 飛谷 義榮 東広島市豊栄町乃美3163番地	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
140	東広島市能良地域センター	能良振興協議会 会長 栗原 信明 東広島市豊栄町能良1574番地1	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
141	東広島市吉原地域センター	吉原振興会 会長 田中 雅芳 東広島市豊栄町吉原2235番地	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
142	東広島市入野地域センター	入野自治組織『篁の郷』 会長 堀内 勇壯 東広島市河内町入野5024番地12	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
143	東広島市木谷地域センター	木谷自治協議会 会長 尾首 豊 東広島市安芸津町木谷4127番地2	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(提案理由)

地域センターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第144号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市小田地区多目的集会施設設置及び管理条例（平成16年東広島市条例第66号）に基づき設置された東広島市小田地区多目的集会施設の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受け
るもの

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市小田地区多目 的集会施設	自治組織「共和の郷・お だ」 会長 小早川 正治	東広島市河内町小田2 1 8 2 番地

- 2 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(提案理由)

東広島市小田地区多目的集会施設の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第145号から議案第152号まで

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市農畜産物の加工所、直売所及び集出荷施設設置及び管理条例（平成16年東広島市条例第69号）に基づき設置された農畜産物に係る加工所、直売所及び集出荷施設の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

議案番号	指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるものの名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地	指定期間
145	東広島市福富物産しゃくなげ館	福富物産しゃくなげ館運営協議会 会長 沖本 孝仁 東広島市福富町下竹仁470番地1	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
146	東広島市とよさか伊尾集出荷センター	伊尾営農集団組合 組合長 重森 義弘 東広島市豊栄町清武2032番地	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
147	東広島市とよさか吉原集出荷センター	神村振興会 会長 迫 真治 東広島市豊栄町吉原4865番地	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
148	東広島市とよさか四季菜館	豊栄四季菜館 会長 光永 智明 東広島市豊栄町鍛冶屋841番地2	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
149	東広島市こうち寄りん菜屋	こうち交流促進施設運営協議会 理事長 住原 正弘 東広島市河内町小田4132番地1	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
150	東広島市こうち小田農	小田農産物加工部会 会長 宅永 弘子	令和4年4月1日から令和9年3月

	産物処理加工センター	東広島市河内町小田1737番地	31日まで
151	東広島市こ うちそば加 工センター	農事組合法人うやま 理事 坂田 正廣 東広島市河内町宇山1247番地1	令和4年4月1日 から令和9年3月 31日まで
152	東広島市安 芸津農産物 加工センタ ー	赤崎農業経営改善組合 組合長 古谷 昭彦 東広島市安芸津町木谷4065番地	令和4年4月1日 から令和9年3月 31日まで

(提案理由)

農畜産物に係る加工所、直売所及び集出荷施設の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第153号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市道の駅湖畔の里福富設置及び管理条例（平成20年東広島市条例第27号）に基づき設置された東広島市道の駅湖畔の里福富の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市道の駅湖畔の里福富	ひがしひろしま有限責任事業組合 組合員 株式会社岡田グループ本社 職務執行者 岡田 章義 株式会社ケーシーエル 職務執行者 崎島 寿則 有限会社ジャパנקリー ンサービス 職務執行者 渡部 彰 株式会社陸地コンサルタント 職務執行者 佐々木 仁志	東広島市西条本町17番2号

2 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(提案理由)

東広島市道の駅湖畔の里福富の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 154 号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市有害獣処理加工施設設置及び管理条例（平成 31 年東広島市条例第 4 号）に基づき設置された東広島市有害獣処理加工施設の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 29 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市有害獣処理加工施設	東広島ジビエセンター株式会社 代表取締役 和泉川 健太郎	東広島市豊栄町乃美 3 2 6 2 番地 2

- 2 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

東広島市有害獣処理加工施設の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 1 5 5 号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市勤労者福祉施設設置及び管理条例（平成 1 5 年東広島市条例第 4 号）に基づき設置された安芸津共同福祉会館の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受け
るもの

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
安芸津共同福祉会館	安芸津町商工会 会長 橘高 信行	東広島市安芸津町三津 1 6 4 9 番地 1

- 2 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

安芸津共同福祉会館の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第156号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市市民文化センターの設置及び管理に関する条例（平成4年東広島市条例第19号）に基づき設置された東広島市市民文化センターの管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市市民文化センター	公益財団法人東広島市教育文化振興事業団 代表理事 津森 毅	東広島市西条西本町28番6号

- 2 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(提案理由)

東広島市市民文化センターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第157号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市市民体育施設設置及び管理条例（昭和55年東広島市条例第5号）に基づき設置された東広島市市民体育施設及び東広島市B&G海洋センター設置及び管理条例（平成16年東広島市条例第75号）に基づき設置された東広島市B&G海洋センターの管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
黒瀬屋内プール	公益財団法人東広島市教育文化振興事業団 代表理事 津森 毅	東広島市西条西本町28番6号
黒瀬市民グラウンド		
黒瀬多目的グラウンド		
安芸津市民グラウンド		
東広島市黒瀬B&G海洋センター		
東広島市安芸津B&G海洋センター		

- 2 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(提案理由)

東広島市市民体育施設及び東広島市B & G海洋センターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第158号

委託契約の変更について

令和2年8月25日に締結した乙池地区における災害復旧工事の委託契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 契約の目的
乙池地区における災害復旧工事
- 2 契約の方法
随意契約
- 3 契約金額
1億7,325万円
(変更前 1億3,965万円)
- 4 契約の相手方
広島県

(提案理由)

乙池地区における災害復旧工事の委託契約について、工事の内容の一部を変更する必要が生じ、その変更後の委託契約金額が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 159 号

市長及び副市長の給料の臨時特例に関する条例の制定について

市長及び副市長の給料の臨時特例に関する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

市長及び副市長の給料の臨時特例に関する条例

令和 4 年 1 月 1 日から同月 3 1 日までの間における市長及び副市長の給料月額
は、特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例（平成元年東広島市条例第 5 号）
第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、同条例別表第 2 の 1 の表に定める給料月額か
ら、当該給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗
じて得た額に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算定の基礎と
なる給料月額は、同表に定める給料月額とする。

(1) 市長 100 分の 20

(2) 副市長 100 分の 10

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和 4 年 1 月 3 1 日限り、その効力を失う。

(提案理由)

職員の不祥事により市政に対する市民の信頼を著しく損なったことに鑑み、市長及び副市長の給料を時限的に減額するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第204条

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

議案第160号

東広島市過疎地域持続的発展計画に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

東広島市過疎地域持続的発展計画に係る固定資産税の課税免除に関する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市過疎地域持続的発展計画に係る固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、過疎地域持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業（第3条第1項及び第5条第1号において「適用事業」と総称する。）の用に供する設備の取得等をした者に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 過疎地域持続的発展計画 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下この条において「法」という。）第8条第1項に規定する市町村計画であって市が定めるものをいう。
- (2) 産業振興促進区域 法第8条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。
- (3) 情報サービス業等 次に掲げる事業をいう。

ア 情報サービス業

イ 有線放送業

ウ インターネット付随サービス業

エ 次に掲げる業務（情報通信の技術を利用する方法により行うものに限るものとし、アからウまでに掲げる事業に係るものを除く。）及び当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業

(ア) 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

(イ) 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務

(4) 農林水産物等販売業 法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。

(5) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（同条第4項に規定する下宿営業を除く。）であつて、同法第3条第1項の許可を受けて営むものをいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。

(6) 取得等 法第23条に規定する取得等（資本金の額又は出資金の額（次条第1項第1号において「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に係るものに限る。）をいう。

（課税免除）

第3条 市長は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号）附則第4条第1項の規定による公示の日（以下この項において「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、適用事業の用に供する設備で租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区別に応じ、当該各号に定める額以上のもの（附則第4項を除き、以下「特別償却設備」という。）の取得等をした者について、当

該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除する。

(1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が、5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円、1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円）

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

2 前項の規定による固定資産税の課税免除（附則第4項を除き、以下単に「課税免除」という。）の期間は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3か年度とする。

（課税免除の申請等）

第4条 課税免除を受けようとする者は、課税免除を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日までに、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 課税免除を受けた者は、その事由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（課税免除の取消し）

第5条 市長は、課税免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消すことができる。

(1) 適用事業を廃止し、若しくは休止したとき、又はこれらと同様の状態にあると認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為により課税免除を受けたとき。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

- 2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この条例の失効前に特別償却設備の取得等をした者に係る課税免除については、この条例の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
(東広島市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の失効に伴う経過措置)
- 4 令和3年3月31日以前に東広島市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成22年東広島市条例第17号)附則第4項の規定による失効前の同条例第2条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除については、同条例の失効後も、なお従前の例による。

(提案理由)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、同法の規定が準用される特定市町村の区域とみなされる本市の区域における固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第161号

東広島市受動喫煙の防止に関する条例の制定について

東広島市受動喫煙の防止に関する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市受動喫煙の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙の防止に関する施策に関し基本理念を定め、市、市民等、事業者及び施設管理者の受動喫煙の防止に関する責務を明らかにするとともに、受動喫煙の防止に必要な環境の整備を推進することにより、受動喫煙による市民等の健康への悪影響を未然に防止し、もって子ども等の健やかな成長に寄与するとともに、誰もが健康で快適に暮らすことができる生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) たばこ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- (2) 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号において同じ。）を発生させることをいう。
- (3) 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。
- (4) 子ども等 20歳に満たない者をいう。

- (5) 市民等 本市の区域内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (6) 事業者 本市の区域内において、事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (7) 施設管理者 多数の者が利用する施設（敷地を含む。第7条において同じ。）の管理について権原を有する者をいう。

（基本理念）

第3条 受動喫煙の防止に関する施策は、受動喫煙による健康への悪影響に関する市民等の理解と関心を深めつつ、行われなければならない。

- 2 受動喫煙の防止に関する施策は、子ども等、妊産婦その他受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者に係るものが重要であるという認識の下に行われなければならない。

（市の責務等）

第4条 市は、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、受動喫煙による健康への悪影響について、市民等の理解を深めるために必要な教育、広報その他の啓発活動を行うものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、望まない受動喫煙を生じさせることがないように努めなければならない。

- 2 市民等は、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、受動喫煙を防止するために必要な環境の整備その他の措置をとるよう努めるとともに、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（施設管理者の責務）

第7条 施設管理者は、その管理する施設における受動喫煙を防止するために必要な環境の整備その他の措置をとるよう努めるとともに、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（連携及び協力）

第8条 市、市民等、事業者及び施設管理者は、第4条第1項に規定する施策の推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(受動喫煙防止区域の指定)

第9条 市長は、特に受動喫煙の防止を図る必要があると認める区域を、受動喫煙防止区域として指定することができる。

2 前項の規定により指定された区域のほか、東広島市ポイ捨て等防止に関する条例（平成7年東広島市条例第50号）第7条第1項の規定により環境美化強化地域として指定された地域（同条第2項の規定により当該地域の指定の変更をした場合にあつては、当該変更後の地域。第4項において「強化地域」という。）は、受動喫煙防止区域とする。

3 市長は、第1項の規定により受動喫煙防止区域を指定するときは、その旨を告示しなければならない。

4 市長は、第1項の規定により受動喫煙防止区域を指定するとき（第2項の規定により強化地域を受動喫煙防止区域としたときを含む。）は、その区域内における標識の設置その他の適切な方法により、その区域が受動喫煙防止区域である旨を明示しなければならない。

(受動喫煙防止区域の指定の変更等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、受動喫煙防止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は前項の規定による受動喫煙防止区域の指定の変更について、同条第3項の規定は前項の規定による受動喫煙防止区域の指定の解除について、それぞれ準用する。

(受動喫煙防止区域における喫煙の制限等)

第11条 何人も、正当な理由がなくて、受動喫煙防止区域においては、喫煙をしてはならない。ただし、受動喫煙を防止するための措置が講じられていると市長が認める喫煙所で喫煙する場合は、この限りでない。

(指導)

第12条 市長は、前条の規定に違反して喫煙している者に対し、喫煙を中止すべきことその他望まない受動喫煙を生じさせないために必要な措置を講ずべきことを指導することができる。

(他の法令等との関係)

第13条 受動喫煙の防止については、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例（次項において「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、法令等によりこの条例の規定による措置と同等以上の措置を講ずることとするよう定めている事項については、この条例の規定（当該措置に係る部分に限る。）は、適用しない。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項の規定は、同年5月31日から施行する。

(提案理由)

受動喫煙の防止に関する施策に関し基本理念を定め、市、市民等、事業者及び施設管理者の責務その他必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第162号

東広島市手数料条例の一部改正について

東広島市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市手数料条例の一部を改正する条例

東広島市手数料条例（平成12年東広島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3の54の部中「第3項」を「第5項」に、同部当該申請に併せて、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下この項において「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項及び56の項において「登録住宅性能評価機関」という。）が発行する長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）の基準に適合することを証する書面の提出があった場合の項中「発行する長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）の基準に適合することを証する書面」を「交付する品確法第6条の2第3項に定める確認書」に改め、同項区分の欄第1号中「6,000円」を「13,000円」に改め、同欄第2号ア中「13,000円」を「24,000円」に改め、同号イ中「23,000円」を「39,000円」に改め、同号ウ中「33,000円」を「65,000円」に改め、同号エ中「62,000円」を「105,000円」に改め、同号オ中「106,000円」を「160,000円」に改め、同号カ中「175,000円」を「272,000円」に改め、同号キ中「215,000円」を「344,000円」に改め、同号ク中「229,000円」を「391,000円」に改め、同欄第3号中「10,000円」を「19,000円」に改め、同欄第4号ア中「19,000円」を「3

5,000円」に改め、同号イ中「34,000円」を「59,000円」に改め、同号ウ中「49,000円」を「98,000円」に改め、同号エ中「93,000円」を「157,000円」に改め、同号オ中「159,000円」を「240,000円」に改め、同号カ中「262,000円」を「408,000円」に改め、同号キ中「323,000円」を「516,000円」に改め、同号ク中「344,000円」を「586,000円」に改め、同部当該申請に併せて、登録住宅性能評価機関が交付する品確法第5条第1項に定める住宅性能評価書の提出があった場合の項区分の欄第1号中「16,000円」を「13,000円」に改め、同欄第2号ア中「61,000円」を「24,000円」に改め、同号イ中「98,000円」を「39,000円」に改め、同号ウ中「184,000円」を「65,000円」に改め、同号エ中「316,000円」を「105,000円」に改め、同号オ中「486,000円」を「160,000円」に改め、同号カ中「885,000円」を「272,000円」に改め、同号キ中「1,207,000円」を「344,000円」に改め、同号ク中「1,460,000円」を「391,000円」に改める。

別表第7中第29号を第31号とし、第28号を第29号とし、同号の次に次の1号を加える。

(30) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第19条に規定する者

別表第7中第27号を第28号とし、第7号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 農林漁業団体職員共済組合法（昭和33年法律第99号）第78条に規定する者

別表第7に次の2号を加える。

(32) ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）第25条に規定する者

(33) 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）第17条に規定する者

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

(1) 別表第7に2号を加える改正規定（同表第33号に係る部分に限る。） 公布の日又は特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律附則第1条本文に規定する政令で定める日のいずれか遅い日

(2) 別表第3の54の部の改正規定 令和4年2月20日

2 この条例による改正後の別表第3の54の部の規定は、前項第2号に規定する施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされる申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額を改定するとともに、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の規定による給付金等の支給を受けようとする者等を戸籍に関する無料証明の対象者に追加するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第163号

東広島市地域センター条例の一部改正について

東広島市地域センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市地域センター条例の一部を改正する条例

東広島市地域センター条例（平成22年東広島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1 東広島市八本松地域センターの項の次に次のように加える。

東広島市西志和地域センター	東広島市志和町七条椋坂1737番地1
---------------	--------------------

別表第2 東広島市八本松地域センターの項の次に次のように加える。

東広島市西志和地域センター	ホール	1,130円	630円
	研修室	410円	390円
	和室	410円	390円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（東広島市コミュニティハウス設置及び管理条例の廃止）

- 2 東広島市コミュニティハウス設置及び管理条例（平成17年東広島市条例第14号）は、廃止する。

（東広島市コミュニティハウス設置及び管理条例の廃止に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の使用に係る前項の規定による廃止前の東広島市コミュニティハウス設置及び管理条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 施行日以後の東広島市西志和地域センターの使用に係るこの条例による改正後の東広島市地域センター条例（以下「新条例」という。）第10条第1項の許可及び新条例別表第2の規定により算定される使用料又は利用料金の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例の例により行うことができる。

(提案理由)

東広島市西志和コミュニティハウスを廃止し、新たに東広島市西志和地域センターとして設置するとともに、当該地域センターの使用料の額及び利用料金の限度額を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第164号

東広島市ポイ捨て等防止に関する条例の一部改正について

東広島市ポイ捨て等防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市ポイ捨て等防止に関する条例の一部を改正する条例

東広島市ポイ捨て等防止に関する条例（平成7年東広島市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第9条から第12条までを削る。

第13条中「、規則で定めるところにより」を削り、同条を第9条とし、第14条を第10条とする。

第15条第1項を削り、同条第2項中「第13条」を「第9条」に改め、同項を第11条とし、第16条を第12条とし、第17条を第13条とする。

第18条の前の見出しを削り、同条中「第16条第3項」を「第12条第3項」に改め、同条を第14条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付する。

第19条中「第16条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第15条とする。

第20条中「第18条」を「第14条」に改め、同条を第16条とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の東広島市ポイ捨て等防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第15条第1項による勧告をした場合における旧条例第16条第3項の規定による命令及び旧条例第18条の罰則の適用については、なお

従前の例による。

(提案理由)

容器入り飲料を販売する自動販売機に係る届出等について見直しを行うとともに、所要の規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第165号

東広島市老人集会所設置及び管理条例の一部改正について

東広島市老人集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市老人集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市老人集会所設置及び管理条例（昭和52年東広島市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表土与丸老人集会所の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

土与丸老人集会所を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第166号

東広島市国民健康保険条例の一部改正について

東広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

東広島市国民健康保険条例（昭和49年東広島市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

(提案理由)

健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)の一部改正により、出産育児一時金の額が引き上げられることに合わせて、国民健康保険の被保険者に支給する出産育児一時金の額の引上げを行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

第58条 市町村及び組合は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。一略一

議案第167号

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例（平成26年東広島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」
を「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」に改
第4章 雑則（第53条）
める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、記録、作成、保存そ
の他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、
文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識
することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条におい

て同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

- 2 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の

事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の承諾を得た特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項各号列記以外の部分中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項にお

いて準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者における電磁的記録による記録等及び電磁的方法による交付又は提出に係る基準を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

第34条

2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。一略一）を提供しなければならない。

第46条

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

議案第168号

東広島市農畜産物の加工所、直売所及び集出荷施設設置及び管理条例
の一部改正について

東広島市農畜産物の加工所、直売所及び集出荷施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市農畜産物の加工所、直売所及び集出荷施設設置及び管理条例
の一部を改正する条例

東広島市農畜産物の加工所、直売所及び集出荷施設設置及び管理条例（平成16年東広島市条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表第1 東広島市とよさか農畜産物処理加工センターの項を削る。

「
別表第2中

東広島市とよさか農畜産物処理加工センター
東広島市とよさか伊尾集出荷センター
東広島市とよさか吉原集出荷センター

 を

「

東広島市とよさか伊尾集出荷センター
東広島市とよさか吉原集出荷センター

 に改める。
」

別表第3 東広島市とよさか農畜産物処理加工センターの項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした改正前の第5条第1項の規定による利用の許可（東広島市とよさか農畜産物処理加工センターに係るものに限る。）に係る施設及びその附属設備の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(提案理由)

東広島市とよさか農畜産物処理加工センターを廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第169号

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
改正について

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成16年東広
島市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

兼広松ヶ原地区	都市計画法第20条第1項の規定により告示された東広島都市計画兼広松ヶ原地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
---------	-------------------------------------------------------------

別表第2に次の1表を加える。

3.7 兼広松ヶ原地区

建築制限の事項	建築制限の内容
建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 工場（統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類大分類の製造業（法別表第2（る）項第1号(1)から(10)まで及び(13)から(23)までに掲げる事業を除く。）に係るものに限る。） (2) 研究施設（前号に規定する工場に係るものに限る。） (3) 当該地区計画の区域内に立地する事業施設の従事者のための共同住宅又は寄宿舍

	(4) 前3号の建築物に附属するもの
容積率の最高限度	10分の20とする。
建蔽率の最高限度	10分の6とする。
建築物の敷地面積の最低限度	500平方メートルとする。
建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの水平距離は、3メートル以上とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

東広島都市計画兼広松ヶ原地区地区計画の区域内における適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的として、新たにその地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

建築基準法（昭和25年法律第201号）

第68条の2 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（一略））が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。

議案第170号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正
について

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和3年11月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改
正する条例

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成18年東広島市
条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域」を「第29条
の9各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して市長が定める区域を除
く。第4条及び第5条において同じ。）」に改める。

第4条中「条例で区域」の右に「（政令第29条の9各号に掲げる区域を除
く。）」を加え、「のうち政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区
域以外の区域」を削る。

第5条中「条例で区域」の右に「（政令第29条の9各号に掲げる区域を除
く。）」を加え、「のうち政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区
域以外の区域」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第
1項、第35条の2第1項又は第43条第1項の規定によりされた許可の申請で

あつて、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、改正後の第2条、第4条及び第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

都市計画法の一部改正に伴い、市街化調整区域に係る開発行為等の許可の基準の見直しを行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

都市計画法

第34条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（一略一）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

(11) 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね50以上の建築物（一略一）が連たんしている地域のうち、災害の防止その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、都道府県（一略一）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの

(12) 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認められる開発行為として、災害の防止その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの

都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）

第36条 都道府県知事（一略一）は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、法第43条第1項の許可をしてはならない。

(3) 当該許可の申請に係る建築物又は第一種特定工作物が次のいずれかに該当すること。

ハ 建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがな

いと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認められる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設として、都道府県の条例で区域、目的又は用途を限り定められたもの。－略－

議案第171号

東広島市特別会計条例の一部改正について

東広島市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市特別会計条例の一部を改正する条例

東広島市特別会計条例（昭和58年東広島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の東広島市特別会計条例に基づく東広島市住宅新築資金等貸付事業特別会計の令和3年度の歳入及び歳出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（東広島市住宅新築資金等貸付事業特別会計に所属する権利義務の帰属等）

3 この条例の施行の際東広島市住宅新築資金等貸付事業特別会計に所属する権利義務は、令和3年度の出納の完結の際に東広島市一般会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により東広島市一般会計に帰属する権利義務に係る収入は、東広島市一般会計の歳入とする。

(提案理由)

住宅新築資金等貸付事業に係る地方債の償還の完了に合わせて、東広島市住宅新築資金等貸付事業特別会計を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第209条

2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

議案第172号

東広島市立学校設置条例及び東広島市使用料条例の一部改正について

東広島市立学校設置条例及び東広島市使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市立学校設置条例及び東広島市使用料条例の一部を改正する条例

(東広島市立学校設置条例の一部改正)

第1条 東広島市立学校設置条例(昭和49年東広島市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

東広島市立西志和小学校	東広島市志和町七条椀坂1670番地
東広島市立東志和小学校	東広島市志和町志和東3979番地

」

を

「

東広島市立志和小学校	東広島市志和町志和西1432番地
------------	------------------

」

に改め、同表東広島市立河内小学校の項中「東広島市河内町中河内1013番地」を「東広島市河内町中河内1757番地1」に改める。

(東広島市使用料条例の一部改正)

第2条 東広島市使用料条例(昭和51年東広島市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表の2の表学校屋内運動場の項中「西志和小学校」を削り、「志和中学校」を「志和小学校及び志和中学校」に、「河内中学校」を「河内小学校及び河内中学校」に改め、「東志和小学校」及び「河内小学校」を削り、同表学校校庭の項中「西志和小学校 東志和小学校」及び「河内小学校」を削り、「吉川小学校」の右に「志和小学校」を加え、「木谷小学校」を「河内小学校 木谷小学校」に改める。

別表の3の表学校屋内運動場の項中「志和中学校」を「志和小学校及び志和中学校」に、「河内中学校」を「河内小学校及び河内中学校」に改め、「西志和小学校」、「東志和小学校」及び「河内小学校」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の学校施設の使用に係る第2条による改正後の東広島市使用料条例（以下「新条例」という。）別表の2の表及び3の表の規定により算定される使用料の徴収は、同日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(提案理由)

児童数の減少により小学校の統合を行うことに伴い、東広島市立西志和小学校及び東広島市立東志和小学校を廃止して東広島市立志和小学校を新たに設置し、並びに東広島市立河内小学校の移転に伴い、その所在地を変更するとともに、これらの小学校の学校施設の使用料を新たに定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第173号

東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和49年東広島市条例第168号）の一部を次のように改正する。

第2条の表東広島市志和生涯学習センターの項を削る。

別表第1中2の表を削り、3の表を2の表とし、4の表を3の表とし、5の表を4の表とする。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の規定により東広島市志和生涯学習センターに関してされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

(提案理由)

東広島市志和生涯学習センターを廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。